

「総合的な TPP 関連政策大綱」の具体化等をはじめとする農業関係予算に係る JAグループの要請のポイント

平成27年12月3日
全国農業協同組合中央会

政府は、11月に「総合的な TPP 関連政策大綱」を決定したが、いまだ大きな不安を抱える生産現場に対し、丁寧な説明とあわせ、大綱に示した政策を迅速かつ具体的に提示・実施していくことが何よりも求められている。

大綱において、来年秋を目途に政策の具体的内容を詰めるとしているが、平成27年度補正予算において講じられる TPP 関連対策は、大綱を具体化していく第一歩となるものである。そして、TPP の影響が長期にわたることから、消費者・国民の理解と支援のもとに、息の長い農業政策を確立するため、各年度に措置された施策が単独で完結することなく、その後も継続・発展・拡充していく方向を目指すべきである。

さらに、「農林水産業・地域の活力創造プラン」や「食料・農業・農村基本計画」等に掲げる施策を着実かつ継続的に実行して必要がある。JAグループにおいても、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化の実現に向け、引き続き自己改革の実践に取り組むものである。

については、「総合的な TPP 関連政策大綱」の具体化等をはじめとする農業関係予算に関し、下記の事項の実現を強く要請する。

記

I TPP 関連対策

1. 基本的考え方

- 生産現場の不安を払しょくし、将来を展望できる息の長い農業政策の確立に向け、平成27年度補正予算において講じられる TPP 関連対策を、大綱を具体化する第一歩として位置づけ、28年度以降の予算も含め、中長期的な視点に立ち、次年度以降も継続・発展・拡充していく方向をめざすこと。
- 来年秋を目途に政策の具体的内容を詰めるにあたっては、中長期的視点に立ち、多様な観点から検討・検証を行い、法制化等により経営所得を確保・向上できる万全の経営安定対策を確立すること。

2. 収益力向上・競争力強化と付加価値創出・需要拡大に向けた取り組み

(1) 産地の実態等に対応した生産性向上・担い手づくりへの支援

① 産地パワーアップ事業の創設

- 新たに創設される産地パワーアップ事業については、基金化等による複数年の継続的な支援を確保したうえで、産地計画等に基づく産地の実態や多様な担い手のニーズに応じた様々な取り組みを支援する仕組みとすること。
- また、担い手単独による施設導入に対する支援、リレー出荷等産地間協同の取り組みに資する施設整備に対する支援、既存施設の更新・再編に対する柔軟な対応、生産者・産地のニーズに基づく簡易な施設整備に対する支援、大胆な金融支援とセットになった施設整備への支援、農業用ビニールハウスなど施設の継承に対する支援など、多様な取り組みが確実に全国展開できるよう措置するとともに、柔軟な制度運用をはかること。

② 将来を担う人材の育成・確保対策

- 地域を支える担い手の更なる経営発展を支援するため、農地の集積・集約化への取り組みや大区画化・汎用化等に対する支援を強化すること。
- 親元就農等を含め新規就農者を育成・確保するための支援を強化するとともに、親族間の経営継承等に対する支援についても強化すること。

(2) 機能強化・創意工夫による付加価値創出対策

① 輸出拡大対策

- 国産農畜産物の輸出拡大に向け、貯蔵施設や食肉センター等の機能強化に向けた支援を強化するとともに、原発事故による風評被害を含め輸入規制や非関税障壁の撤廃・緩和に向けた戦略的な取り組みを行うこと。

② 知的財産の活用、6次産業化・農商工連携の拡大

- 地理的表示制度（G I）など知的財産等の活用への支援や、産地・生産者の創意工夫にもとづく6次産業化・農商工連携等の取り組みに対する支援を強化すること。

(3) 国産農畜産物の需要拡大対策

① 原料原産地表示の拡大

- 消費者の選択に資するよう、外食・インストア加工における原料原産地表示の徹底や、加工食品の原料原産地表示義務の拡大をすすめるとともに、表示の拡大に取り組む事業者に対する支援を行うこと。

② 学校給食・地産地消等による需要拡大

- 消費者の理解と支援が広がるよう、我が国の伝統的食文化である和食の学校給食への導入・普及や我が国の主食である米や果実など地場産農畜産物・地域ブランドなど地産地消の取り組み等に対する支援を強化すること。

③ 総合的な需要拡大対策の検討

- 国産農畜産物の消費拡大対策、調査・研究、輸出対策など、総合的な需要拡大対策スキームの構築に向け、法制度の検討をすすめること。

3. 品目ごとの影響に応じた対策

(1) 畜産・酪農

①経営安定対策

- 肉用牛肥育経営安定特別対策（新マルキン）事業については継続するとともに法制化し補てん割合を引き上げるなど、拡充に向けた見直しの具体化を早急にすすめること。
- 肉用牛繁殖経営支援事業については事業を継続し、適正な発動基準とするとともに、肉用子牛生産者補給金とあわせ、肉用子牛生産者の経営の安定をはかる制度への見直しをすすめること。
- 養豚経営安定対策事業については、法制化し補てん割合・拠出金の国の負担割合を引き上げるなど、拡充に向けた見直しの具体化を早急にすすめること。
- 加工原料乳生産者補給金制度について、生乳需給の構造変化をふまえ、液状乳製品向け生乳の補給金制度への追加については、早急に関連政省令を整備するなど制度の見直しをはかること。

②生産基盤維持・拡大、体質強化対策等

- 畜産・酪農の生産基盤を維持・拡大ならびに収益力・競争力の強化をはかるため、要件緩和を含め畜産クラスター関連事業への支援を拡充し、生産者が広く計画的に投資に取り組めるよう安定的かつ十分な支援を講じるとともに、円滑な資金調達の仕組みの充実をはかること。
- 畜産・酪農の生産基盤の早急な回復と競争力を強化するため、ICTを活用した繁殖性の向上や事故率低減の取り組み、受精卵移植や性判別精液の活用促進、優良種豚の導入への支援を講じること。

- 国内生産が可能な自給飼料の増産により生産コストを低減するため、飼料生産組織の活用拡大や、飼料用米の活用促進に向けた施設整備など、国産飼料の生産・活用拡大に向けた取り組みへの支援を講じること。
- 適正な乳価の実現や、衛生管理の高度化をはかるため、乳業工場の計画的な再編をすすめ、乳業メーカーの体質強化を促進すること。
- 家畜疾病の未然防止により、国内外における国産畜産物の安全の確保や消費者の信頼を確保するため、水際対策の徹底や地域における防疫等対策の徹底など、家畜衛生対策に必要な支援を講じること。

(2) 野菜・果樹

①経営安定対策

- 品目別の経営安定対策の拡充のもとで、品目や品種による生産から販売までの期間の違いや、農業者の経営形態・税務申告の実態をふまえ、セーフティネット対策として農業経営の所得の安定に資する収入保険制度を構築すること。

②生産基盤維持・拡大、体質強化対策等

- 輸入と競合する加工・業務用野菜の安定供給などをはかるため、作付転換の推進や、露地・施設野菜団地づくりの推進など、総合的な支援の拡充をはかること。
- 産地の収益力向上と生産競争力のある持続的な果樹経営の実現をはかるため、未収益期間も含めた改植・新植に継続的かつ十分な支援を講じるとともに、新植にかかる要件の緩和などの拡充をはかること。
- 競争力のある果樹の産地づくりをすすめていくため、かん水施設などの園地整備への支援や収穫作業などの労働力確保対策、農地中間管理機構などを活用した園地集積への支援の拡充をはかること。
- 付加価値創出と需要拡大をはかるため、加工・業務用果実を使用した高付加価値商品の開発や製造にかかる支援の拡充をはかること。

(3) 甘味資源作物

- 砂糖・でん粉の安定供給に向け、加糖調製品を糖価調整法に基づく調整金の対象とすることをはじめ、価格調整制度の安定運営に必要な措置の具体化をはかるなど、万全な経営安定対策ならびに生産振興対策を講じること。

Ⅱ 品目・地域ごとの課題に応じた対策

1. 水田農業

- 基本計画における麦・大豆・飼料用米等の生産努力目標の確実な達成に向け、全国一律の支援である飼料用米への数量払や二毛作助成、耕畜連携助成の単価の維持および産地交付金の予算の維持・確保をはかり、水田活用への直接支払交付金による長期的かつ継続的な支援を行うこと。

2. 畜産・酪農

- 都府県酪農を含め酪農経営が安定的に経営を継続するため、所得補償の観点から将来にわたり再生産が可能となるよう、飼料生産型酪農経営支援事業の仕組みの拡充により飼料作物の作付や利用を促進することをはじめ、酪農経営の安定をはかるための対策を講じること。
- 飼料穀物の輸送コストの削減により、配合飼料価格の低減に資するため、国際規格のバルク流通にむけた港湾整備などのインフラ整備への支援を講じること。

3. 野菜・果樹

- 国産野菜の安定供給と経営の安定をはかるため、野菜価格安定制度を維持するとともに、輸入増加が想定される野菜への支援を拡充すること。
- 緊急需給調整対策事業の拡充など、生食用果実の価格安定と良品質化に向けた加工仕向などへの支援対策を講じること。
- 施設園芸の安定的な経営を実現するため、燃油高騰に対する恒久的な支援を講じること。

4. 地域別課題

- 景観の維持・活用を含めた農村社会・環境等の多面的機能発揮強化に向け、中山間地域等直接支払交付金など地域政策としての日本型直接支払を拡充すること。
- 条件不利地域等の農業生産を維持するためにも鳥獣害対策として、捕獲等の担い手の確保・技能向上に向けた支援や、捕獲活動に対する直接的支援を引き続き措置すること。
- 都市農業振興基本法に基づき、国民理解の醸成をはかるとともに、都市農業の特性をふまえた農業振興施策を講じること。

以上